

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の運営

①食料・農業・農村政策審議会関係法令（抄）

○食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）

第四章 食料・農業・農村政策審議会

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
	(略)
生産分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、 <u>果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）</u> 、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	(略)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。）をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

○食料・農業・農村政策審議会議事規則（抄）

(平成十三年三月二十一日 食料・農業・農村政策審議会決定)

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(分科会及び部会)

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。

この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第九条 分科会（総合食料分科会、生産分科会、消費・安全分科会、経営分科会及び農村振興分科会）の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当

該分科会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

(小委員会)

第十条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

○食料・農業・農村政策審議会生産分科会における部会の設置について(抄)
(平成十五年二月十八日：食料・農業・農村政策審議会生産分科会決定)

第一条 食料・農業・農村政策審議会生産分科会(以下「分科会」という)に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
果樹部会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、 果樹農業の生産振興に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第二条 果樹部会、甘味資源部会、畜産部会(以下「果樹部会等」という。)の議決は、分科会の議決とみなす。ただし、果樹部会等の議決に関し他の分科会又は部会との調整を要するとき又は果樹部会等の議決が農業生産の振興に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので分科会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 分科会長は、果樹部会等の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を果樹部会等の部会長に通知するものとする。

3 分科会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長又は部会長の意見を聴かなければならない。

②果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）（粹）

第二章 果樹農業振興基本方針等

（果樹農業振興基本方針）

- 第2条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
 - 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
 - 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
 - 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
 - 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
 - 六 その他必要な事項
- 3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

（生産出荷安定指針）

- 第4条の3 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために1年を超える相当の期間を必要とすると見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）、次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第2号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。
- 2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。
- 一 対象とする期間
 - 二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項
- 3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

○果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)(粹)

(果樹農業振興基本方針)

第一条 果樹農業振興特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の果樹農業振興基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

(果樹農業振興基本方針等の対象果樹)

第二条 法第二条第二項の政令で定める果樹は、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルとする。

(特定果実)

第五条 法第四条の三第一項の政令で定める果実は、うんしゅうみかんとする。

③果実等生産出荷安定対策実施要綱・要領(抄)

○果実等生産出荷安定対策実施要綱(抄)

第2 果実需給調整対策

指定果実について、需給の不均衡を是正するとともに、価格が低下した場合の影響を緩和することにより果樹園経営の安定を図るため、以下に定めるところにより、果実需給調整対策を実施するものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

- (1) 農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)は、毎年、開花状況、需要見通し等を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、有識者及び生産者団体の意見を聴いた上で、全国の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量を含む当年の適正生産出荷見通しを策定し、全果協、指定法人、地方農政局長を通じ(北海道にあっては直接)知事に通知するものとする。
- (2) 全果協は、(1)の適正生産出荷見通しが通知された場合には、都道府県ごとの生産出荷実績等を勘案して、生産局長が別に定めるところにより、都道府県別の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量(生食用適正出荷量にあっては、当年及び各出荷時期区分(当該年産の出荷期間を区分した期間をいう。以下同じ)の適正出荷量)を含む全国生産出荷目標を策定し、指定法人及び都道府県果協に通知するものとする。

○果実等生産出荷安定対策実施要領(抄)

第1 果実需給調整対策の実施

果実等生産出荷安定対策実施要綱(平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2の果実需給調整対策の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

- (1) 農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)は、要綱第2の1の(1)の適正生産出荷見通しには、以下の掲げる事項を、食料・農業・農村政策審議会(生産分科会果樹部会)等の意見を聴いた上で定めるものとする。

ア 全国の予想生産量

イ 全国の適正生産量

ウ 全国の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量

エ 全国の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置に関する基本的な事項

オ その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

- (2) 要綱第2の1の(2)の全国生産出荷目標には、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 都道府県別の予想生産量

イ 都道府県別の適正生産量

ウ 都道府県別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量

エ 都道府県別の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置

- (ア) (1)の適正生産出荷見通し、樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整に関する基本的な事項

- (イ) うんしゅうみかんについて、各年ごとの生産量の変動を是正するに当たり、生産量の調整の効果が高く、かつ生産量の向上のために有効であり、それを実施した結果の確認が容易な方法として全果協が定めるもの(以下「特別摘果」という。)並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の実績面積

オ その他全国の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項